

さいたま市長 3月定例記者会見

平成25年3月21日（木曜日）

午後1時30分開会

○ 進 行 定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。
それでは、記者クラブ幹事社の日本経済新聞さん、進行をよろしく願
いいたします。

○日本経済新聞 3月の幹事社を務めます日本経済新聞と申します。よろしく願
いいたします。

それでは、本日の記者会見の内容につきまして、市長のほうからご説明
をお願いいたします。

○ 市 長 皆さん、こんにちは。16日の浦和駅鉄道高架化工事完成式典に続きま
して、今週末の24日にはさいたま新都心に約1万5,000人のランナ
ーをお迎えしてさいたまシティマラソンを開催いたします。

私自身も昨年に引き続き、一人の市民ランナーとしてハーフマラソンに
参加し、完走を目指します。

今年は、2時間30分という自己目標タイムを目指し、気持ちよく完走
したいと思っております。記者の皆さんには取材はもとより、ぜひともラ
ンナーに大きな声援をお願いしたいと思っております。

それでは、議題の説明に入らせていただきます。

本日の議題は2件です。

市長発表

議題1：新たなエネルギー政策など3計画の策定及び 岩槻区でのメガソーラーの設置について

まず議題1、「新たなエネルギー政策など3計画の策定及び岩槻区川通地
区でのメガソーラーの設置について」ご説明をいたします。

東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、
原子力発電に依存してきた我が国のエネルギー政策、地球温暖化対策の大
きな方向転換が必要となっておりまして。

このような状況の中で、さいたま市では地球温暖化対策や地域のエネル

ギーセキュリティの確保といったさまざまな課題に率先して対応していくために、新たなエネルギー政策など3計画を策定いたしました。

また、これらの計画を踏まえ、市有地の有効活用による地域における創エネルギーとして、岩槻区川通地区でのメガソーラーの設置に取り組んでまいります。

これらの計画、取り組みは、本市が持続可能な環境を次世代に引き継いでいくためにも必要なものであると認識いたしております。

それでは、まず初めに3計画の策定についてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」についてですが、本市にふさわしいエネルギー政策の方向性を明らかにするビジョンとして策定をいたしました。目標は、「エネルギーセキュリティの確保」、「低炭素なまちづくりの推進」、「再生可能エネルギー等の導入の促進」の3つでございます。目標年度は2020年にしております。

続きまして、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」でございます。これは、さいたま市域における総合的な温室効果ガス排出抑制に向けました計画でございます。2020年度を中期目標、2050年を長期目標と設定しております。

次に、「さいたま市地球温暖化対策実行計画の事務事業編」でございます。これは、市役所みずからの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減に向けて率先して取り組む内容となっております。他の2つの計画と同様に目標年度は2020年度でありまして、策定に当たりましては、この3つの計画がしっかりと整合性がとれるように留意をして策定をさせていただいております。

続いて、順次少し細かく説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」の目標について説明をさせていただきます。

エネルギー・スマート活用ビジョンの具体的な数値目標は、この省エネルギー対策によりまして、市域全体のエネルギーの消費量を10%以上削減をします。これに加えて、もう一つの目標として、創エネルギーとして、

再生可能エネルギー等の導入の割合を現在の4倍以上にすると、これを2つ合わせましてエネルギーのスマート活用率を20%にするという、本市の独自の高い目標を設定させていただきました。

目標達成に向けました取り組みとして、創エネルギーと省エネルギーに関する施策のほか、リーディング事業と推進手法を位置づけております。

このリーディング事業と推進手法でありますけれども、これはどういうことかといいますと、「目標達成に向けた取り組みのうち、全市域への拡大が期待され、かつ将来像の達成に大きく貢献する事業」と定義をしております。

そして、これは6つのリーディング事業と3つの推進手法を位置づけております。

まず、リーディング事業の①であります。これはエネルギーセキュリティの強化ということで、災害時でもエネルギーが利用できる状態をつくって、エネルギーセキュリティの確保をしていくというものであります。

2つ目のリーディング事業②のエネルギーネットワークの強化ということにつきましては、市と事業者との協定によって、停電時の電源を確保し、市民の皆さんにこの電源を提供しようという取り組みでございます。

そして、リーディング事業③は、エコエネルギー建築支援事業ということで、これは省エネや再生可能エネルギーを生かしたエコエネルギー建築物を促進をする、またそうしたものを認定して、促進を図っていくというものであります。

そして、リーディング事業の④であります。これはスマートホーム、スマートコミュニティの普及、そしてリーディング事業⑤としてハイパーエネルギーステーションの普及、そしてリーディング事業⑥は低炭素型パーソナルモビリティの普及。

推進手法(の①)といたしましては、地域分散型太陽光発電設備の設置によりますメガソーラーの実現、そして推進手法の②として、地域経済の振興につながる再生可能エネルギー設備導入支援、そして推進手法の③として、市民参加による太陽光発電設備の設置促進というものでございます。

特に防災拠点となる市立学校等に太陽光発電や電池を設置をしたり、民

間施設に太陽光発電設備の設置を促進したり、また住宅、オフィスの省エネ化、再生エネルギー設備の導入を進め、停電に強い都市さいたまを目指すのがこのリーディング事業の①から③ということでございます。

そして、今総合特区などで取り組んでおります環境未来都市に向けて、「次世代自動車スマートエネルギー特区」等がこのリーディング事業の④から⑥に該当するものであります。

さらに、市有施設の屋根貸しの実施、それから太陽光発電設備等の一括購入により設置コストを削減、また市民出資という形での市民参画を推進する手法として⑦から⑨のこの3つの推進手法を取り入れることを考えております。

また、リーディング事業、推進手法のほかにも小水力発電あるいは廃棄物発電などを推進してまいります。

特に、効果的なリーディング事業でありますエネルギーセキュリティの強化策といたしまして、避難所であります市立学校152校に太陽光発電設備と蓄電池を、平成25年度から3年間で全校に設置いたします。

平常時の再生可能エネルギーの導入促進と、災害時にはパソコン、照明、携帯電話の充電など、必要最低限の電源が確保できるよう設置をしてまいります。

続きまして、2つ目の計画として、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について説明をさせていただきます。

これのまず目標ということではありますが、さいたま市域における総合的な温室効果ガス排出抑制に向けた計画でございます。目標年度は2020年度までに温室効果ガス排出量を市民1人当たり23%削減をするというものであります。

本市では、今後も人口や世帯数が増加するということが想定されていることから、効果を適切に評価をするために、目標の単位としては、特に「市民1人当たり」として目標を設定をさせていただきました。

そして、32の主要施策から重点的に取り組むべき施策を9つの重点施策として位置づけて、定量的な達成目標などを記載しております。

9つの重点施策は、1つはLEDの導入促進、2つ目がE-K I Z U N A P r o j e c tの推進、3つ目が太陽エネルギーの導入の促進、4つ

目が防災機能強化に向けた再生可能エネルギー導入の促進、5つ目が中小企業事業者の総合的な支援体制の整備・充実、6つ目がエネルギー量や二酸化炭素排出量の見える化、7番目が環境未来都市の実現、9つ目が環境負荷の少ない交通体系の推進ということなどでございます。

それから、次の「地球温暖化対策実行計画の事務事業編」でございますけれども、これの目標につきましては、この計画は、先ほどの区域施策編で示しております民生業務部門の一事業者として、さいたま市役所が取り組むものでございます。

市役所みずから事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減に向けて、他の2つの計画と同様に目標年度である2020年度までに25%の削減目標を掲げております。

内訳は、教育委員会におきまして、今後施設の増設等による大幅なエネルギーの使用量の増加が見込まれること、また水道局においては、猛暑などの水需要の変動に大きく影響を受けることから、この2つの部門につきましては、基準年度比の19%削減ということで目標を設定をさせていただいております。

また、市長部局におきましては比重が大きく、また中心的な役割を占めるために、削減目標は29%とさせていただいております。

4つの重点施策推進項目ですが、1つが環境配慮型公共施設の整備推進、2つ目が公用車への次世代自動車の導入の促進、3つ目が見える化の推進、4つ目が節電、省エネルギー対策の通年実施というものでありますけれども、この一つとして、環境配慮型公共施設の整備推進というものを柱として位置づけまして、平成25年度中に整備指針を策定し、公共施設の新築や改築、改修に当たって、環境に配慮した施設整備を統一的に推進をしてまいります。

続きまして、岩槻区川通地区でのメガソーラーの設置についてでございます。

まず、初めに場所でありますけれども、(画面を指さして)こちらの場所でございます、これは、市営のやまぶきスタジアムというのがこちらにございまして、その隣接した場所ということになります。面積は約2万5,000平方メートルでございます、この土地は旧岩槻市時代に最終

処分場として用いることを想定し、取得をした土地でございます。

現在は、用地の一部を川通公園の利用者、球場利用者の臨時駐車場として利用されているところでございます。

メガソーラーの誘致は、本市が掲げます「低炭素で安心・安全なまちづくり」の一環として、地域におけるエネルギーの創出を図り、「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現を目指すもので、大きく3つの効果があると考えております。

1つは、新エネルギー政策に基づく再生可能エネルギーの導入促進として、市有地の有効活用による、地域における創エネルギーにつながるというものであります。

また、環境学習にも活用してもらえそうな、見学施設機能を付加してまいりたいと考えております。

もう一つは、行政コストの削減として、市の維持管理の負担軽減、賃料や固定資産税の確保を図っていきたいと考えております。

今回の事業は、民間活力による事業であるため、事業実施に係る市費の負担はございません。

最後は、地域活性化として、施設建設に係る市内事業者の率先活用ということでございます。また、隣接するやまぶきスタジアムの臨時駐車場機能も確保して、スポーツ振興にも寄与してまいりたいと考えております。

事業者の選定方法と時期については、公募型のプロポーザル方式で、平成25年4月ごろに公募を開始する予定となっております。

5月ごろに有識者を加えました審査委員会を通じまして事業者を選定し、来年度内には竣工を予定しております。

公募に必要な募集要項、審査基準等は、近日中に市のホームページに発表する予定でございます。多くの事業者の皆様の積極的な参加をお願いしたいと思っております。

議題1については以上でございます。

議題 2 : 生活保護適正化をめざし体制を強化します

続きまして、議題 2、「生活保護適正化をめざし体制を強化します」についてでございます。

保健福祉局福祉部保護課内に新たに生活保護適正化推進チームを設置し、現在生活保護行政の実施に当たって問題となっている諸課題に対応していくというものでございます。

まず、さいたま市の生活保護行政の実施体制ということでございますけれども、現在は各区役所の健康福祉部福祉課におきまして、市民の方に対しまして生活保護の決定の実施、それから生活保護金品の支給という直接市民と接する業務を行っております。

一方で、本庁のほうにおきましては、保護課では生活保護に係る各種施策づくり、そして2つ目としては、10区福祉課への生活保護執行事務監査、そして3番目として、その他、区役所福祉課との調整など、主に市全体を統括する業務を執行しております。

一方、現在の本市の生活保護行政の主な課題は、大きく図の4点が言われております。

1つは、まず第1点目は、「不正受給の増加」ということであります。

これは、全国的にも大きな社会問題となっておりますが、本市においてもその不正受給の増加が大きな課題となっております。平成22年度は254件でありましたが、平成23年度には352件と増加をしているところであります。

次に、2点目は「貧困ビジネスへの規制の未整備」ということでございます。法的位置づけのない施設等を初めとして、貧困ビジネスと疑われる施設等が数多く存在しておりますが、法律等の規定が未整備のため、適切な指導ができていないという状況がございます。こういった課題がございます。

そして、3番目としまして、「庁内の連携体制が不十分」であるということでございます。生活保護行政を進めるうえでは、教育、労働、税、開発部局等の連携が必要となりますが、まだ十分な連携が図られていない部局がございます。

そして、4つ目としては、「段階的な就労支援が不十分」という点であります。長期離職者等によります就労意欲が低下している被保護者に対しての段階的な就労支援が不十分な状況があるということでございます。

こうしたこれらの課題を踏まえまして、本年4月から組織体制の強化をすることといたしました。(画面をさして)これがそのイメージでございます。これが現行の状況ですけれども、これを4月以降はこういうふうにするというものであります。

まず、生活保護適正化対策推進チームというものを設置いたします。

全市の統一的な対策を強化するために、本庁の保護課内に設置いたします。左側が現行の組織であります。課長、そして管理係に4人、保護係に4人にて業務を行っておりますが、こちら側が新たな組織体制でございます。現行の体制に新たにこの生活保護適正化推進チームというものができまして、特命担当の者と数名の職員を配属いたします。

なお、今後は、一層の体制の強化を目指して、8月をめどとして、非常勤として警察OBの配置、また相談役として弁護士との連携を考えてまいりたいというように考えております。

次に、適正化推進チームの具体的な取り組みについてでございます。先ほどの4つの課題に対応する取り組みを行ってまいります。

まず、1点目の不正受給対策といたしましては、「生活保護適正化ホットライン」というものの設置、運営等を行ってまいります。

これは、保護課内に市民等からの生活保護関係の通報窓口を設けて、困窮者の発見、それから不正受給の発覚等に役立てるものでございます。

悪質な不正受給事案につきまして、区役所福祉課を支援して、告訴の指針に基づいて告訴等の対応も図ってまいります。

続きまして、課題の2点目の貧困ビジネス対策につきましては、今市議会におきまして条例案が検討されておりますが、その条例の制定、施行を受けまして、事業者に対する指導、監督を実施してまいります。

不適切、一時的な居所の入居者に対しまして、平成25年度から居宅移行支援事業というものを実施しまして、アパート等に入居させ、早期の自立を図っていきたいと考えております。

次に、3番目でございます。課題の3番目、庁内の連携体制が不十分と

ということに対してであります。生活保護行政の適正実施につきましては、福祉部門だけではなく、多岐にわたる部門が連携、協力することが必要不可欠でございます。

そのため、部局横断的に生活保護の適正化対策に取り組むことを念頭に、市長を座長として、(仮称)生活保護適正化対策本部を設置したいと考えております。なお、その事務局は、本推進チームが所管をいたします。

次に、最後の4点目でございますが、「段階的な就労支援が不十分」という分に対する取り組みでございます。景気の低迷の折、長期にわたり職につくことができず、自己肯定感や就労意欲が低下している者が少なくないため、これらの被保護者を対象に、段階的な就労支援として事業所や、あるいは福祉施設等における職業実習やボランティア活動等を提供するというものでありまして、職業訓練支援事業というものを行うこととしたいと思っております。

以上、説明してまいりましたように、現在のさいたま市には保護が必要な人に保護をしっかりと適用して、また保護が不要な人には保護を適用しないと、そして保護に陥った人には一日でも早く自立をしてもらうといった本来の適正化業務に加えまして、不正受給や貧困ビジネスが顕著に増加しているといった課題がございます。

今後、保護課内に適正化推進チームを設置することで、体制の強化を図り、これらの課題に真摯に取り組んでまいりたい、このように考えております。

私からの説明は以上です。

○日本経済新聞 ありがとうございます。市長からの説明について質問をお願いします。

議題に関する質問

○ 埼玉新聞 埼玉新聞です。お願いします。

メガソーラーなんですけれども、この規模なんです。これ県でも進めていると思うんですけれども、それらと比較してどうなのかということと、一般家庭の電力としてはどのくらいを賄えるのかということをお教えください。

○ 市長 県内の他のものと比較をしますとですね、規模としては2番目の規模で

ございます。それで、具体的な容量は、一般家庭の約400世帯分の電力ということになります。約1.5メガワットということになります。

- 埼玉新聞 2番目というの、今どこに続いてでしたか。1番、どちらでしたか。
- 市長 1番はですね、寄居の三ヶ山のメガソーラー発電ですね。サイサンが実施をされるものですね。
- 埼玉新聞 そちら出力は。
- 市長 2.7メガワット。
ほかにもございますでしょうか。
- 埼玉新聞 もう一点済みません。
温暖化、新エネルギー政策なんですけれども、目標がですね、2050年度までに温室効果ガスの総排出量の80%削減するという数字が出ていますけれども、これは実現可能な数字なのでしょうか。
- 市長 もちろん目標でありますけれども、しっかり実現できるように取り組んでいきたいと思えます。
- テレビ埼玉 よろしいですか。
メガソーラーの関係なんですけど、これは生んだエネルギーを売電、売るといふ検討というのはないのでしょうか。売電計画。
- 市長 もちろんこれは募集をして、市が土地を提供するという形でやっていただくものですから、お貸しをするという形でやるものですから、当然事業者のほうは太陽光のエネルギーを売電をして、それで初期投資を回収して利益につなげていくという、そういう事業になると思えます。
- 日本経済新聞 済みません。
エネルギー政策の2ページ目の資料のところには、推進手法⑦、⑧、⑨とあると思うんですが、こちらの事業化のスケジュール感として、いつごろに事業化できそうなのかを教えてください。
- 市長 では、担当課。
- 事務局 (地球温暖化)「会見後追加」対策課でございます。
今後、手法につきまして検討しながら進めていくということですので、まだ具体的な、いつから開始するという形ではスケジュールは決まっておりません。
- 市長 ほかにございますでしょうか。

○ 朝日新聞

朝日新聞です。

生活保護のほうの話なんですけれども、貧困ビジネスの対応のところ、法的な位置づけのない施設への対応の強化というのがあってですね、先ほども議員のほうで条例をつくっているという話なんですけれども、それがつくられると、恐らく10月ぐらいから始まるんじゃないかなと思うんですが、それまではどのように対応しようと思っているということなんですよ。

○ 市長

この適正化推進チームについては、もう4月からスタートしますので、先ほど申し上げました、例えばホットラインの通報につきましてはですね、いきなりつくるということでなくて、まず4月からは先進自治体での実態調査であるとか、区役所福祉課との連携体制のあり方といった、どういう体制、どういう形でやっていくかという調査的なことをやって、実質的な運用は2月ごろからホットラインを設置するという形になると思います。

それから、それ以外の部分についてはですね、先ほども言いましたけど、警察OBの配置については8月ぐらいをひとつめどにして、お二人ぐらいを非常勤の特別職として配置をしたいというふうに考えております。

それから、弁護士との連携についても、どのような形で連携をしていくかということについては今検討しております、おおむねそういったものが10月ぐらいをめどに立ち上がっていければということで、体制をちょっと整備していこうということで進めていくということになると思います。

○ 朝日新聞

議員のほうで条例案をつくるという形に今なっていますが、市側としては何か考えていることはないのでしょうか。要するにこういう法的根拠のない無届施設への対応というのをですね、完全に議員側の条例に頼っているのか、それとも市側としては何か独自に考えているのかと。

○ 市長

これまでも、現状の法律や条例の範囲の中で、より対策を強化をしていこうということで、先ほども言いました居宅移行支援というようなことを、やってきているわけなんですけども、そういったことをやりながら、体制を整備して、条例、議会でもつくるということで表明をしていらっしゃるし、私どもとしてもいろんな形で情報提供させていただいておりますので、そこでの条例案を待ちながらそれが適切に執行できるような体制を整備していくということと、それができるまでの間もですね、その現行の法律、あるいは条例の中でできることをしっかりとやっていくということのため

の体制とご理解いただければと思います。

○ 埼玉新聞 済みません、ちょっと戻るんですけども、温室効果ガスの削減目標の長期目標で2050年度までに80%削減というのは、国の目標を参考に設定と書いていますけれども、そういうことなんでしょうか。

○ 事務局 地球温暖化対策課でございます。

今、記者さんがおっしゃられたとおりですね、国のほうですね、低炭素社会の行動計画というものが平成20年に閣議決定されていまして、その中で現状から60から80%削減するということはされています。また、第4次環境基本計画の中でもですね、80%削減するという形で国が目標を定めています。その国の目標の根拠と申しますのは、産業革命以降ですね、2度以内に気温を下げると、の上昇を（会見後修正）抑えるということがございまして、そのためには全世界の平均気温 （温室ガスの排出量） （会見後訂正） を2050年度までに50%に抑えると、さらに先進国については80%抑えるという形がございまして、それをもとに国が目標を定めていまして、それと同等に市も、長期ということでございまして、同等な目標とさせていただいてございます。

○ 市長 ほかに。

○ 産経新聞 産経新聞ですけど、生活保護課、保護適正化の話ですけど、まずですね、さいたま市は生活保護申請が非常に通りやすいといううわさも大分あるようで、さいたま市ではそもそも何で不正受給が生じているのかと、そういう自己分析がないと対応もとりにくいなと思うけれども、どういうふうな自己分析をされていますか、そこは。何でさいたま市でこんなに不正受給が生じているのか。

○ 市長 1つはですね、就労に当たって、その収入があった際にしっかりと申告をしていただくということが、これまで必ずしも十分徹底されていなかったのではないかと、もちろんこれまでもやってきたわけなんですけども、それをさらに徹底化をさせようということで、各福祉事務所にも保護課長名で取り扱いについてということで方針を示させていただいて、何らかの形で収入があった場合に、適正に申告をしてくださいというようなチェックシートのようなものをつくらせていただいて、それぞれ生活保護の被保護者の方々にそれを読んでいただいて、確認いただいて、サインをしてい

ただいたりですね、そういったことが必要なんだということの認識を深めていただくような取り組みを今強化をしているということが一つ挙げられます。

○ 産経新聞 余りじゃこれまでは、そういう保護受給者に対する教育というか、認識をちゃんとしてもらうことができていなかったということなんではないでしょうか。

○ 市長 もちろんやってはきているんですけど、十分ではなかったの、より一層強化をして、十分その相手側に理解を促そうということで、そういった確認書というようなものをつくって、相手にこういうことがあった場合には申告をしてくださいということを、理解をしていない方にはしっかりとお伝えをすると、あるいは理解をしている方々にも再度認識をいただいて、そういった場合にはしっかりと申告をしていただくという二重のチェックというのでしょうか、それを行うことで、これまでその辺が十分に認識されていない中で不正受給につながっているケースもございますので、そういったものをできるだけなくしていこうということで、そういった取り組みをやらせていただいているということですね。

○ 産経新聞 わかりました。

もう一点ね、保護の話で、兵庫県かどこかのほうでは、何かパチンコに保護者が行っているのを見つけたら市民に通報するような条例がたしかできたとか、何かそんな話があったと思うんですけど、生活保護をもらっている人がパチンコを含めギャンブルをやることについては、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○ 市長 そうですね。本来はそういった生活保護を受けている方々については、やはりできるだけギャンブルだとか、あるいはそういったことに浪費をしたりということをしてできるだけすべきではないというふうには思っておりますので、条例でそれを規定するという点については、ちょっと行き過ぎかなという感じはしますが、でもやはり国民の感情としてもそういった感情は十分あると思いますし、それは理解できるものじゃないかなとは思っていますけども。

○ 産経新聞 条例にはしなくても、そのもらいに来たときの面談とか何とかで、そのもらっていく人に、そういうのはよくないですよというふうなことを言ったりすることはありますか。

- 市長 それは、あり得るのではないかと思います。
- 産経新聞 あり得る。
- 市長 はい。
- 産経新聞 ギャンブルはやめてくださいと。
- 市長 はい。
- 産経新聞 わかりました。
- 毎日新聞 毎日新聞です。

生活保護の関係なんですけれども、そもそもこの体制を強化しようとする狙いとしては、さいたま市の不正受給が多いということと、先日あった貧困ビジネスの問題を受けてということによろしいんですか。

- 市長 そうですね。1つは不正受給が多いというか、増えてきたということが一つと、もう一つは非常に生活保護に関する事務が増えてきておりまして、やはりそれに対応するに当たって、本来はもう少しきめ細やかにその他世帯の方々が就労に結びつくように、あるいは自立をしていくためにいろんな働きかけを私たちとしてもしていきたいというふうに考えているわけなんですけれども、その点もちよっと不十分な状況があるということで、不正受給を減らすということと、段階的に就労支援をしっかりと、自立をしていただくようにきめ細やかに導いていくという、この2つの目的でつくらせていただくということでご理解をいただきたいと思います。
- 毎日新聞 具体的には、その人数としては先ほどありましたけれども、現在4人のチームの、下の4人のところを何人にされるといいますか、人数としては。
- 事務局 保護課です。
今、人事課と協議しているところが、特命担当含めて4名増員ということをお願いしているところです。
- 毎日新聞 警察官を除いて。
- 事務局 警察官除いて、職員だけで4名ということです。
- 毎日新聞 今4人のところをプラス4。
- 事務局 プラス4。
- 毎日新聞 ありがとうございます。
- 市長 ほかには。

- 共同通信 共同通信です。
- 生活保護の件に関して2点質問がありまして、まず1点目が警察OBの導入を検討されているということですが、これは全国的に見て珍しいのかどうかということと、あと導入されることで期待される役割というのはどのようなものかという点と、あともう一つが不正受給対策のイのところで、悪質な事例への厳正な対応とあるのですが、具体的にどういふところまで踏み込まれるのか、お考えがありましたら教えていただけないかなと思っております。
- 市長 まず、1点目の警察OBの全国的なあれ(導入実績)(会見後訂正)については、ちょっとじゃ。
- 事務局 全国だとちょっと広過ぎて、申しわけない、わかりませんが、例えば大阪だと54人、神戸11人、仙台5人という形でお聞きしています。また、埼玉県内だと、つい最近だとふじみ野市なんかでも入れるよという形での新聞報道では見ているという状況です。
- 市長 さいたま市としては、当面まずさっき図に示しましたけど、本庁のほうに来ていただいて、そのチームの中で各区役所とか、あるいはいろんな通報があった中で判断を出していくということになると思うんですが、将来的には場合によったら各区役所に1名ずつ配置をするというようなことも検討していきたいというふうに思っております。
- じゃ、どんなことをやっていただくかということでもありますけども、まずは悪質な不正受給事案の告訴及び手続等に関する助言といったものですね、それから規制条例施行後の無届施設等の立入調査、あるいは指導時に職員の同行をしていただくというようなこと、それから不当要求の多い生活保護受給者世帯の家庭訪問時の区役所福祉課ケースワーカーとの同行などを想定しているところです。
- 共同通信 わかりました。
- 市長 ほかにございますか。
- 共同通信 済みません、あと先ほどもう一点伺っていたんですけど、不正受給で悪質な事例への厳正な対応というところで。
- 市長 悪質な事例については、先ほど申し上げたどうかかわからないのですが、今県とさいたま市とのですね、企画調整協議会で生活保護の不正受給等に

おける告訴の基準統一というものをしまして、平成24年9月3日付で市内の福祉事務所宛てに通知をさせていただいております、その基準に基づいて対応していこうということでございます。

○ 共同通信 わかりました。ありがとうございます。

○ 日本経済新聞 よろしいですか。では、幹事社質問のほうに移っても大丈夫ですか。
では、幹事社として代表質問をさせていただきます。質問はまとめて行いますので、よろしくをお願いします。

幹事社質問：

① 一連の事務処理問題を受けての市側の防止策について

② TPP の参加が市に与える影響について

一連の事務処理問題についてなんですが、第三者委員会と百条委員会の調査が終わって報告書が提出されておりますが、市として今後どのような防止策をとっていくお考えか、教えてください。

また、先週15日に安倍総理がTPPの交渉参加を表明されているんですけども、さいたま市にどのような影響が出ると見ているかについて教えてください。

以上、2点についてお願いします。

○ 市長 それでは、幹事社質問に随時お答えをしたいと思います。

まず初めに、一連の不適正な事務処理問題について第三者委員会と百条委員会の調査、あるいは報告書を踏まえて、今後どのような防止策をとっていくかということについてでありますけれども、市議会から事務処理等適正化に向けた取り組みに関する提言書と、市民の信頼回復に全力で取り組むことを求める決議につきましては、市政を預かる者として大変重く受けとめているところであります。

再発防止策につきましては、既に実施をした改善策としましては、局長、区長を対象に1月の16日に、また課長職を対象に3月の18、19日にコンプライアンスの研修を実施いたしました。

また、99万7,500円に分けて修繕業務を行ったことについては、

部長によるチェックを強化し、再発防止策を図ることとさせていただき
りもしております。

また、修繕に関する契約事務の改善について取り組みを今始めていると
ころであります。

次に、今後の再発防止策ということでもありますけれども、施設修繕等の
完了検査を適正に執行するため、一定金額以上は局内他課の職員によるチ
ェックの実施、各職場において職員のコンプライアンス意識向上を図るた
め、教材としてコンプライアンスハンドブックの作成、修繕料等の執行伺
を財務会計システムに一本化する改修、それから修繕契約の契約手続及び
履行管理状況を確認するチェックシートの作成、職員が日ごろから自律的
にコンプライアンス意識をチェックするセルフチェックシートの作成、モ
ニタリングの重視として内部通報しやすい環境の整備をはじめ、有効な方
策の検討などを今後実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、T P Pに関するご質問ですけれども、さいたま市にどのような影
響があるかということでもありますけれども、政府の説明によりますとT P
Pに参加をした場合、我が国全体では輸出が2.6兆円の増、消費が3兆
円の増となる一方、農林水産物の生産額は3兆円減少するとの試算である
と伺っております。

この試算を前提にすれば、さいたま市でも主に製造業を中心とした輸出
産業について関税撤廃によるメリットがある一方で、農業への影響が生ず
るおそれがあるというふうに考えております。

ただし、この試算は、関税は全て即時撤廃し、国内対策は前提としない
という条件での試算ということでもありますので、今後の交渉によって、実
際には米などの重要5品目について何らかの配慮がなされるのではないかと
思っております。

いずれにせよ、我が国としてはこれから交渉に参加するという段階であ
ると認識をしておりますので、まずは交渉に当たって国益を最大限確保す
るよう政府が努力をして、最終的には国民に十分な情報開示と説明を行っ
た上で、最終的に国会において条約の批准を判断していただきたいという
ふうに考えております。

以上です。

○日本経済新聞 ありがとうございます。

TPPに関してなんですけれども、具体的に何か今後影響額というんですかね、さいたま市としての影響額みたいな分析されるおつもりというのはあるのでしょうか。

○市長 先ほども申し上げましたとおり、この試算に当たっては前提条件がかなりついてございますので、この前提条件がさいたま市に置きかえるとちょっと幾つか違う条件になっていきますので、必ずしも政府の試算をされたものを使ってそのまま計算しても正確なものというかですね、はっきりとしたものにはなっていくかどうかということがございますので、今のところ、目安としての試算はもちろんしますけれども、実際それをベースに考えるということではないのかなと思っていますが。

○日本経済新聞 今後の交渉の具体的な詳細とかを見ながら、市として適切な対策を考えていくというようなことになるということでしょうか。

○市長 そうですね。

○日本経済新聞 ありがとうございます。

幹事社代表質問について質問がある方はお願いいたします。

幹事社質問に関する質問

○時事通信 時事通信です。お願いします。

総理のTPP交渉参加表明に対する市長の評価ですね、評価されているのか、評価していないのか、受けとめをお聞かせください。

○市長 そうですね、日本全体として考えていったときに、このTPPというものについて、もちろんデメリット、メリットというものを十分分析をして、最終的にそれを締結するかどうかということの判断はまだこれからでありますけれども、交渉の中に入っていくということは、ある程度理解ができるものだと思っています。

ただ、今後そのメリットとデメリットを、十分判断をして、また情報の開示をしていただいて、その中で、交渉を進めていただける、あるいはいただきたいというふうに思っております。

○日本経済新聞 では、そのほかに質問がある方はお願いします。

その他：浦和駅東西通路について

- 埼玉新聞 16日に東西通路が開通、浦和駅なんですけれども、地元商店街などからですね、東西通路の24時間通り抜けを可能にしてほしいという要望が地元から上がっていたと思うんですけれども、これは市としては、その点については交渉はされなかったのか、今どういう状況になっているのかをお聞かせください。
- 市長 今担当が来ていませんので、ちょっと確認をしてからお答えをしたいと思います。⇒別添参照（会見後提供）
ほかにはございますか。
- 日本経済新聞 ほかよろしいですか。
では、どうもありがとうございました。
以上で本日の記者からの質問を終わらせていただきます。
- 進 行 以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。
なお、次回の開催につきましては4月5日金曜日、13時30分からを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

午後2時19分閉会

別添（会見後記者提供）

浦和駅東西連絡通路の通行時間帯に関する要望について

浦和駅周辺商業振興連絡協議会及び浦和区自治会連合会より要望のあった、浦和駅東西連絡通路の24時間開放については、JR東日本大宮支社に要望書を渡しております。

なお、東西連絡通路は鉄道施設としての財産区分となり保守管理をJRがするものとなっており、駅の業務と同じ時間帯の開放となるため、初電から終電までの開放となっております。

大宮駅なども同様の管理をしていると聞いております。

※ この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後追加・訂正等された文言等については（ ）あるいは「会見後訂正」とし、下線を付しています。